（様式５）　　最終更新日：令和５年10月27日

一般社団法人日本パラバドミントン連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jpbf.jp

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	JPBFビジョンと中長期計画により、一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、連盟という）のビジョンと中長期目標、中長期戦略・目標を作成した。 各計画の実施状況、目標の達成状況等について、各年度の四半期に把握・分析し、必要があれば目標等の修正や方策の改善を行う予定である。今後は連盟職員等の意見も参考にして、ブラッシュアップしていく。尚、2023年9月に連盟ホームページに公開した。 https://jpbf.jp/2023/09/27/jpbf_vision-and-medium-and-long-term-plan/	1_JPBFビジョンと中長期計画 2_20210317-2_理事会議事録 39_ホームページ資料
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する担当者を加えて、計画を作成した。 各計画の実施状況、目標の達成状況等について、各年度の半期ごとに把握・分析し、必要があれば目標等の修正や方策の改善を行う予定である。今後は連盟職員等の意見も参考にして、ブラッシュアップしていく。尚、2023年9月に連盟ホームページに公開した。 https://jpbf.jp/2023/09/27/jpbf_vision-and-medium-and-long-term-plan/	1_JPBFビジョンと中長期計画 2_20210317-2_理事会議事録 39_ホームページ資料
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	各年度ごとの計画を作成している。 計画の実施状況、目標の達成状況等について、各年度の半期ごとに把握・分析し、必要があれば目標等の修正や方策の改善を行う予定である。 今回は、理事会と事務局を中心として作成した。今後は連盟職員等の意見も参考にして、ブラッシュアップしていく。尚、2023年9月に連盟ホームページに公開した。 https://jpbf.jp/2023/09/27/jpbf_vision-and-medium-and-long-term-plan/	1_JPBFビジョンと中長期計画 2_20210317-2_理事会議事録 34_2024年度収支予算書 39_ホームページ資料
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在、外部理事は4名中３名で、外部理事の割合は75%である。 また、外部理事の50%は障がい者を任用している。 女性理事については、4名中１名の25%となっている。 新しく理事に関する規程を設け、外部理事及び女性理事の目標割合を設定した。 2026年4月を目処に女性理事の目標割合（40%以上）を達成する計画であり、２年ごとの理事改選時期を考慮した上で、目標達成を目指す。 可能であれば、女性理事の目標達成の時期をできるだけ前倒ししたいと考えている。	3_定款 4_役員一覧 40_理事に関する規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は評議員会を置いていないため、本審査項目は適用されない。	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	連盟のアスリート委員会規程は2020年度に作成済みで、2021年度に活動を開始した。 2023年度のアスリート委員会の構成については、理事１名、強化委員会から１名、コーチから1名、強化指定選手から車いす選手及び立位選手（上肢・下肢含む）の男女５名を選出し、性別や競技種目のバランスに留意した構成とした。 今後は、アスリート委員会の活動を活発化させるとともに、アスリート委員会の意見並びに会員の意見を吸い上げ、組織的な対応が必要な事項についてはアスリート委員会から理事会へ上申し、組織運営に反映させていく予定である。	5_アスリート委員会規程、 6_2023年度アスリート委員会、 7_第１回アスリート委員会議事録
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款に理事構成を3名以上6名以内とすることを定款に記載しており、現状では理事の数は適正だと考えている。今後も実効性を確保するために適正な規模の確保を目指しており、必要に応じて適正規模となるように考慮し、必要に応じて理事数の変更を検討する予定である。	3_定款 4_役員一覧
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	新しく理事に関する規程を設け、役員就任時の年齢制限を設けた。	40_理事に関する規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	当連盟は2016年設立のため、在任期間が10年を超えた理事はいない。 尚、理事について在任期間が10年を超えて在任することがないように、就任回数の上限を設けた。	40_理事に関する規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、連盟は役員候補者選考委員会を設置していない。 そのため、構成員に有識者及び女性を配置した上で、連盟理事が過半数以上とならない様に構成し、できるだけ早期に役員候補者選考委員会を設置したい。 そのため、役員候補者選考委員会に関する規程を2024年3月までに作成する。	
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	当連盟の倫理規程の第３条に、『本連盟関係者は、関係法令、本連盟定款、規約、関係規程を遵守し、バドミントンの健全な普及・発展に務めるとともに、それぞれの職務を遂行しなければならない』と規定している。 尚、当連盟関係者とは、定款第６条に規定する正社員、会員、賛助会員、同第２３条に規定する役員、同４５条に規定する委員会委員、同４６条に規定する委員会委員、雇用関係にある職員（正社員、契約社員、アルバイト社員等）、ボランティアスタッフをいう（倫理規程第２条）。	8_倫理規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款や倫理規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	3_定款、8_倫理規程、9_事務所掌規程、10_就業規則、11_入会及び退会規程など
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	定款、事務所掌規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	3_定款、8_倫理規程、9_事務所掌規程、10_就業規則、12_情報管理規程、13_コンプライアンス（法令遵守）管理規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款、謝金支給規程、旅費および業務手当等支給規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	3_定款、14_謝金支給規程、15_旅費および業務手当等支給規程、35_賃金規程、36_社員総会議事録、37_一般社団法人日本パラバドミントン連盟常勤役員報酬規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款、経理規程、貸与用具管理規程等、必要な規程を整備している。 今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	3_定款、16_経理規程、17_貸与用具管理規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	入会及び退会規程、強化指定選手肖像等の商業的活動への使用に関する規程等、必要な規程を整備している。今後、必要に応じてさらに規程を整備していく。	11_入会及び退会規程、18_強化指定選手肖像等の商業的活動への使用に関する規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化指定選手選考規程と次世代アスリート育成強化選手選考規程により、日本障がい者バドミントン選手権大会の成績、フィジカル、適正、過去の成績等を総合的・公平に評価した上で強化委員会が選考・推薦した候補選手を、理事会が承認している。 尚、選考に関わる強化委員会は、強化部を中心として各部から１名以上が選出され、理事会の承認を経て理事長が任命している。	19_2023年度強化指定選手選考規程、20_2023年度次世代アスリート育成強化選手選考規程、38_強化委員会規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	連盟に所属している審判員はいない。公益財団法人日本バドミントン協会の審判資格を取得・登録した審判員を、各都道府県のバドミントン協会の協力のもと、派遣していただいている。	
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	現在、連盟は法律事務所と顧問契約を締結している。 連盟には大学で法律を学んだ担当者が在籍しており、潜在的な問題を把握し、調査が必要かどうかを判断している。尚、調査が必要かの判断に迷う場合などは、日常的に顧問弁護士に相談・問合せを行う体制をとっている。	22_法律顧問契約書

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	新たにコンプライアンス委員会規程を作成し、有識者を含めた体制とするコンプライアンス委員会を立ち上げ、女性弁護士１名を含めた体制で活動している。	41_コンプライアンス委員会規程
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	新たにコンプライアンス委員会規程を作成し、有識者を含めた体制とするコンプライアンス委員会を立ち上げ、女性弁護士１名を含めた体制で活動している。	41_コンプライアンス委員会規程
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手や次世代アスリート育成強化指定選手に対して毎年コンプライアンス教育を実施しており、NF役職員も参加させている。	24_義務研修資料（パラバドミントンコンプライアンス研修資料）
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手や次世代アスリート育成強化指定選手に対して毎年コンプライアンス教育を実施しており、NF役職員も参加させている。	24_義務研修資料（パラバドミントンコンプライアンス研修資料）
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当連盟には審判は所属していないため、本審査項目は該当しない。 公益財団法人日本バドミントン協会の審判資格を取得・登録した審判員を、各都道府県のバドミントン協会の協力のもと、派遣していただいている。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	現在、連盟は法律事務所と顧問契約を締結し、社会保険労務士や税理士と業務委託契約を締結し、日常的に相談できる体制を構築している。 専門家のサポートが必要となった場合は、迅速に対応していく予定である。	22_法律顧問契約書、26_業務委託契約書、25_顧問契約書
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計処理については、定款、経理規程などを遵守して、正しく処理している。 また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき適正な監査を実施し、監査報告書を受領している。 尚、バドミントンチームの経理を長年経験していた監事と銀行にて経理業務を経験した監事により、適正に実施している。	3_定款、4_役員一覧、16_経理規程、30_監査報告書、

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【JPC事務手引き】令和5年度競技力向上事業ver.01 0412、【JSC手引き】令和5年度 会計処理の手引き、【JSC手引き】令和5年度 競技力向上事業助成金募集の手引などを遵守して会計処理を行っている。	27_【JPC事務手引き】令和5年度競技力向上事業ver.01 0412、28_【JSC手引き】令和5年度 会計処理の手引き、29_【JSC手引き】令和5年度 競技力向上事業助成金募集の手引など
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	連盟の財務情報をホームページ（以下、HPという）上で公開している。https://jpbf.jp/about-jpbf/#kessan また、東京都江戸川区西葛西の連盟事務局内に財務情報をファイルし、閲覧可能な状態で保管している。	32_令和４年度決算報告書など
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	強化指定選手選考規程を、HP上に開示している。 https://jpbf.jp/2022/11/21/2023%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e5%bc%b7%e5%8c%96%e6%8c%87%e5%ae%9a%e9%81%b8%e6%89%8b%e9%81%b8%e8%80%83%e8%a6%8f%e7%a8%8b%e3%81%8a%e3%82%88%e3%81%b32023%e5%b9%b4%e5%ba%a6jpc%e6%ac%a1%e4%b8%96%e4%bb%a3%e3%82%a2/	19_2023年度強化指定選手選考規程、20_2023年度次世代アスリート育成強化指定選手選考規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	連盟のガバナンスコードの遵守状況を、2023年10月にHPに掲載した。 https://jpbf.jp/about-jpbf/#governance	31_一般社団法人日本パラバドミントン連盟_スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反ポリシーや利益相反に関する規程を作成し、ホームページ上で公開している。 https://jpbf.jp/2023/03/09/kitei/	42_利益相反ポリシー 43_利益相反規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーや利益相反に関する規程を作成し、ホームページ上で公開している。 https://jpbf.jp/2023/03/09/kitei/	42_利益相反ポリシー 43_利益相反規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	コンプライアンス相談窓口を設置して、ホームページ上で周知している。 https://jpbf.jp/2021/04/09/%e3%82%b3%e3%83%b3%e3%83%97%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%82%a2%e3%83%b3%e3%82%b9%e7%9b%b8%e8%ab%87%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%81%ae%e9%96%8b%e8%a8%ad/ コンプライアンス管理規程を設け、内部通報者のプライバシー保護を明記しており、通報された場合に通報者への不利益が生じない様に運用している。 また、相談者を特定できないように、相談内容に関して守秘義務を課し、情報管理を徹底している。 現在の窓口は男女それぞれが担当しており、通報された内容によっては担当者の性別を意識した運用が可能となっている。	13_コンプライアンス（法令遵守）管理規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	事務局が窓口として対応し、有識者である弁護士を委員としたコンプライアンス委員会へその内容を報告している。コンプライアンス委員会にて調査の有無を判断し、必要に応じて調査を実施する体制となっている。コンプラインス委員会は、調査内容について協議・検討して今後の対応策を講じている。	13_コンプライアンス（法令遵守）管理規程 41_コンプライアンス委員会規程
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	懲罰については、第２条に適用範囲を、第４条に遵守事項を、第８条に処分の内容と処分に至るまでの手続き、当事者の弁明の機会を与えることを、第９条に処分の通告を、第１０条に不服申立に関することを規定している。倫理規程は、連盟のホームページにて周知している。 https://jpbf.jp/2023/03/09/kitei/	8_倫理規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理委員会メンバーを選定するにあたっては中立性・専門性を有する弁護士を含めた構成とし、連盟の役職員が倫理委員となる場合でも過半数以上とならない構成とし、理事会にて選任する。 尚、処分は理事会にて決定する。	8_倫理規程
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	倫理規程や強化指定選手・次世代アスリート育成強化指定選手の選考について、処分や選考に関して公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申立てが出来るよう、自動応諾条項を定めている。	8_倫理規程、13_コンプライアンス（法令遵守）管理規程、19_2023年度強化指定選手選考規程、20_2023年度次世代アスリート育成強化選手選考規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	ホームページに掲載している強化指定選手選考規程ではスポーツ仲裁が利用できることを明記しており、強化指定選考後に予め強化指定選手対象者に対して通知している。また、13_コンプライアンス（法令遵守）管理規程にも、処分決定後にスポーツ仲裁が利用できることを明記している。 処分通知には、スポーツ仲裁機構に不服申立をすることが出来る旨を記載し、処分対象者にスポーツ仲裁が利用できることを通知している。	13_コンプライアンス（法令遵守）管理規程、19_2023年度強化指定選手選考規程、33_処分通知の雛形
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルや不祥事発生時の体制については整備されていないので、今後作成していく。 不祥事発生時の体制については、コンプライアンス委員会を中心にしてトップに外部有識者を加えた体制とする予定である。まずは、不祥事やリスクの発生を想定した洗い出しを行い、2024年3月までに危機管理マニュアルの作成と不祥事発生時の体制構築に関する文書を作成する予定である。	
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当連盟では過去4年以内の不祥事は発生していないため、本審査項目は適用されない。 今後不祥事が発生した際に、必要があると認めた場合は、外部有識者を中心とした調査委員会を立ち上げ、対応する予定となっている。	
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当連盟では過去4年以内の不祥事は発生していないため、本審査項目は適用されない。 今後不祥事が発生した際に、必要があると認めた場合は、外部有識者を中心とした調査委員会を立ち上げ、対応する予定となっている。	

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当連盟には地方組織は存在しないため、本審査項目は適用されない。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当連盟には地方組織は存在しないため、本審査項目は適用されない。	